

資料編

1. 環境基本計画に係る条例等
2. 数値目標一覧
3. 計画策定の経緯
4. 計画策定のための審議会委員
5. その他

1. 環境基本計画に係る条例等

1-1 宇土市環境基本条例

平成14年3月7日

条例第1号

最近改正 平成23年9月22日条例第26号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等
 - 第1節 施策の策定等に係る基本方針（第8条）
 - 第2節 基本的施策の重点事項（第9条）
 - 第3節 基本計画（第10条—第12条）
 - 第4節 市民等参加（第13条—第15条）
- 第3章 環境行政の総合的調整（第16条—第18条）
- 第4章 環境審議会（第19条—第21条）
- 第5章 補則（第22条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における環境創造都市づくりの基本理念について定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、豊かな自然、歴史及び文化を育む都市づくり並びに省資源、省エネルギー、循環及びリサイクル型の環境への負荷の少ない都市づくりを総合的かつ計画的に推進し、もつて市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の創造 人の生活及び生存環境の構築並びに持続的発展可能な循環及びリサイクル型社会の構築に関わる人の営為をいう。
- (2) 環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染その他の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) エコライフ 情報とサービスがあふれる社会において、日々環境への負荷の低減に努め、限りある資源を有効に活用し、環境にやさしい生活を行うことをいう。

（基本理念）

第3条 環境創造都市づくりは、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力して、豊かで快適な環境を保全するとともに、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行わなければならない。

2 市の環境政策は、市民が健康で安全かつ文化的な環境を享受する権利の実現を図るとともに、生活を営む上で必要とする豊かで快適な環境を確保し、将来の世代へ引き継いで行くことを目的として行わなければならない。

3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境創造都市づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する役割を有する。

2 市は、施策の立案及びその推進に当たっては、市民及び事業者の意見聴取及び情報提供に十分配慮しなければならない。

3 市は、施策の実施に当たっては、市民の意識啓発並びに事業者の指導及び助言に努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力する役割を有する。

2 市民は、地域において環境の保全及び創造に係る紛争が生じたときは、その解決に積極的に努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ず

る公害を防止し、又は環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる役割を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、その環境への負荷の低減に資する必要な措置を講ずるとともに、市が行う施策に積極的に協力する役割を有する。
- 4 事業者は、豊かで快適な近隣関係が形成できるように配慮するとともに、地域において環境の保全及び創造に係る紛争が生じたときは、その解決に積極的に努めなければならない。

(環境保全の日)

第7条 本市は、環境創造都市づくりへの関心と理解を深めるため、毎月第1水曜日を「環境保全の日」と定める。

- 2 市は、前項に定める環境保全の日には、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に関しては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者、市民及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）との協働により、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が豊かで快適な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 自然との豊かなふれあいを確保すること。

第2節 基本的施策の重点事項

第9条 市は、基本理念の実現を図るため、概ね次に掲げる事項に重点をおいた施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 排気ガスの抑制、ばい煙及び粉じん等の発生防止、悪臭の発生防止等大気汚染の防止等に関すること。

- (2) 工業用排水及び生活排水の適性処理，水の循環構造の保全等水質汚濁の防止等に関すること。
- (3) 有害化学物質の発生等土壌汚染防止等に関すること。
- (4) 道路交通，営業活動，建設作業等による騒音及び振動の防止等に関すること。
- (5) 地下水の採取による地盤沈下の防止等に関すること。
- (6) 動植物の保護，生息環境の保全等自然環境の保全に関すること。
- (7) 緑化の推進，親水空間の創造等人と自然が共生できる環境の創造に関すること。
- (8) 利用者に優しい公共施設等の整備，水とみどりを生かした都市空間の整備，豊かで快適な都市景観の創出，歴史的文化的遺産の保全及び活用等うるおいとやすらぎのある環境の創造に関すること。
- (9) エネルギーの効率的利用，再生資源の利用促進等自然環境の循環機能に即した資源の保全及び活用に関すること。
- (10) 地球温暖化の防止，オゾン層の破壊防止，海洋汚染防止等環境保全に関すること。
- (11) 人づくりの推進，市民団体の環境保全活動の推進，環境教育の充実等市民の環境保全意識の啓発に関すること。

第3節 基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は，豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，市の基本構想を踏まえ，環境行政の指針となる宇土市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には，次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策
- (3) 環境の保全及び創造に関する環境配慮のための指針
- (4) 前3号に定めるもののほか，環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 環境基本計画の対象地域は，全市域とし，広域的な観点から策定するものとする。

4 環境基本計画の目標期間は，社会情勢の進展を勘案して定めるものとし，必要に応じて見直しを行うものとする。

(エコライフ計画)

第11条 市長は，環境にやさしい都市づくりを推進するため，環境基本計画を踏まえ，市民の生活スタイルの指針となる宇土市エコライフ計画（以下「エコライフ計画」という。）を定めなければならない。

- 2 エコライフ計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) エコライフ実現のための目標
 - (2) エコライフ実現のための基本的施策
 - (3) 前2号に定めるもののほか、エコライフ実現に関する重要な事項
- 3 エコライフ計画の対象者は、市内に居住する全ての者とする。
- 4 エコライフ計画の目標期間は、社会情勢の進展を勘案して定めるものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

(計画の策定)

第12条 市長は、環境基本計画及びエコライフ計画（以下「基本計画等」という。）を定める場合においては、あらかじめ、宇土市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、基本計画等を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、基本計画等を変更する場合に準用する。

第4節 市民等参加

(市民の意見の反映)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民等の意見を反映させるため、市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、及びこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する市民等の学習の推進を図るものとする。

(環境保全上の支障を防止するための経済的措置)

第15条 市は、市民等が自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置をとるよう助長することにより、環境の保全上の支障を防止するため必要と認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、市民等が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため適正な経済的負担を求める必要があるときは、十分な調査及び研究を行い、市民の理解の下に、その負担を求める措置を講ずるものとする。

第3章 環境行政の総合的調整

(総合的調整)

第16条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、この章に定めるところに従い、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。

- (1) 基本計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境調整会議)

第17条 前条に規定する総合的調整を行うため、宇土市環境行政調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、副市長及び環境施策に関わる市の関係部局の長をもつて組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、市長が定める。

(環境調査)

第18条 市は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、第16条第2号及び第3号に規定する事項について総合的調整を行う場合は、調整会議において、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査（以下「環境調査」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、環境調査を行うために必要な指針を、宇土市環境審議会の意見を聴いて作成しなければならない。

第4章 環境審議会

(宇土市環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、宇土市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 前条第2項に規定する指針に関すること。
- (3) 年次報告書に関すること。
- (4) その他環境行政の総合的推進に関する重要事項

- 3 審議会は、委員5人以内をもつて組織する。

- 4 委員は、環境に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の権限)

第20条 審議会は、前条第2項各号に掲げる事項を調査審議する場合において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長そ

の他関係機関に求めることができる。

2 審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言又は勧告をすることができる。

(規則への委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 補則

(年次報告)

第22条 市長は、基本計画等の適正な進行管理を図るため、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第23条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全について配慮することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第24条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第25条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要と認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第27条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のために広域的な取組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(財政措置)

第28条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(宇土市公害防止対策審議会設置条例の一部改正)

2 宇土市公害防止対策審議会設置条例(昭和45年条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(途中略)

附 則(平成23年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 宇土市環境審議会規則

平成14年3月29日

規則第20号

最近改正 平成25年3月29日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇土市環境基本条例(平成14年条例第1号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、宇土市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申する。

(1) 条例第12条第1項に規定する環境基本計画及びエコライフ計画の策定及び変更に関すること。

(2) 条例第18条第2項に規定する指針に関すること。

- (3) 条例第22条に規定する年次報告書に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境行政の総合的推進に関する重要事項
(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民環境部環境交通課において処理する。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第6号)の定めるところによる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(途中略)

附 則(平成25年規則第21号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

1-3 宇土市環境基本計画等策定委員会設置要綱

平成14年9月24日

訓令第15号

最近改正 平成25年7月1日訓令第7号

(設置)

第1条 環境基本計画及びエコライフ計画に関する基本的事項を策定(以下「計画策定」という。)するため、宇土市環境基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画策定に関する事項について総合的な企画立案に関すること。
- (2) 計画策定のために必要な資料の収集に関すること。
- (3) 計画策定のための調査及び研究に関すること。
- (4) 関係部局相互の事務処理についての連絡調整に関すること。

2 策定委員会は、専門部会に対し必要な事項を指示することができる。
(組織)

第3条 策定委員会は、市民環境部長及び別表に掲げる職にある者をもつて組織する。
(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には市民環境部長を、副委員長には環境交通課長をもつて充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に対し、策定委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 策定委員会は、計画策定に関する専門的事項について調査の必要があるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、策定委員の推薦する者をもつて組織する。
- 3 専門部会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 5 専門部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。
(庶務)

第8条 策定委員会及び専門部会の庶務は、市民環境部環境交通課において処理する。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

(途中略)

附 則(平成25年訓令第7号)

この訓令は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

総務課長	財政課長	企画課長	まちづくり推進課長	環境交通課長	福祉課長	農林水産課長	商
工観光課長	土木課長	都市整備課長	上下水道課長	学校教育課長	生涯学習課長	文化課長	

1-4 宇土市環境推進連絡会議設置要綱

平成21年1月30日

告示第5号

最近改正 平成25年3月29日告示第33号

(設置)

第1条 宇土市環境基本条例(平成14年条例第1号)に規定する宇土市環境基本計画及び宇土市エコライフ計画の推進を図るため、宇土市環境推進連絡会議(以下「環境連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 環境連絡会議は、次の事項について意見交換を行い、必要に応じて関係機関等に対し意見及び提言を行うことができる。

- (1) 環境施策の取組状況
- (2) 協働して行うべき施策の実施及び調整
- (3) 環境教育及び環境学習の推進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 環境連絡会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもつて組織する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 民間団体の代表者

(4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 環境連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、環境連絡会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 環境連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 環境連絡会議の庶務は、市民環境部環境交通課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、環境連絡会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年12月31日までとする。

(途中略)

附 則（平成25年告示第33号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 数値目標一覧

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
「緑の少年団」の団体数 (小学校数)	3校/7校 (H25)	7校	農林水産課
多自然型護岸等の 整備延長 (土木課との協同)	3,483m (累計)	3,983m (累計)	
天然林面積	1,430ha (H25)	現状維持	
エコファーマー数	158戸	200戸	
「こどもエコクラブ」 団体数	2団体	3団体	環境交通課
合併処理浄化槽設置数	74基/年 (H24)	40基/年	
浜戸川(BOD)及び 海域(COD, 全窒素, 全燐)の環境基準達成 状況	浜戸川: 環境基準 達成 海 域: 環境基準 達成	環境基準の達成	
市街地の主要河川の水質 (BOD)	一部未達成	全ての調査地点にお いて環境基準達成	
大気汚染に係る環境基準 達成状況	一部未達成	環境基準の達成	
光化学スモッグ, PM2.5 などに関する注意喚起・情報提 供	—	年に1回情報を 広報に掲載	
一人当たりの ごみ排出量	748g/日 (H24)	710g/日	
一般廃棄物のリサイクル率	21.8% (H24)	25%	
不法投棄箇所数	17箇所 (H24)	12箇所	
再生可能エネルギー・家庭 用燃料電池等設置補助件数	—	50件/年	

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
社会教育学級 (環境学習関連) 実施回数	6回/年	7回/年	中央公民館
子ども地域活動等 (自然関連) 実施回数	5回/年 (H25)	7回/年	
水道施設の給水人口	30,109人	31,600人	上下水道課
一人あたり水道使用量	300ℓ/日	280ℓ/日	
下水道区域整備率	75.4%	79%	
多自然型護岸等の 整備延長 (農林水産課との協同)	3,483m (累計)	3,983m (累計)	土木課
1人当たりの 都市公園面積	3.68m ²	4.50m ²	都市整備課
歴史文化(自然・環境関連) 実施回数	8回/年	10回/年	文化課
巨樹・巨木林(天然記念物 除く)の生育本数 (農林水産課・環境課との協同)	45本	現状維持	
文化財(自然・環境関連) の保全	消滅0件	消滅0件	

3. 計画策定の経緯

時 期	会 議	協議内容
平成25年10月	諮問	
平成25年10月	第1回環境審議会	第1次環境基本計画, エコライフ計画について 第2次宇土市環境基本計画策定方針, 改訂エコライフ計画策定方針について
平成25年11月	第1回環境行政調整会議 第1回策定委員会	
平成25年12月	第2回環境審議会	第2次宇土市環境基本計画素案, 改訂エコライフ計画素案について
平成26年 1月	第2回環境行政調整会議 第2回策定委員会	
平成26年 2月	第3回策定委員会 第3回環境行政調整会議 第3回環境審議会	第2次宇土市環境基本計画最終案, 改訂エコライフ計画最終案について
平成26年 2月	答申	

4. 計画策定のための審議会委員

◆環境審議会

役 職	氏 名	所 属
会 長	戸田 敬	熊本大学理学部教授
副会長	石橋 康弘	熊本県立大学環境共生学部教授
委 員	古田 祥史	熊本県保健環境科学研究所長
委 員	小田 文弘	自然観察指導員熊本県連絡会副会長

5. その他

5-1 環境基準

■大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.16告示）
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8告示）
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8告示）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8告示）
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11告示）

■有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20告示）

■ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ*/m ³ 以下であること。（H11.12.27告示）

■微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）

■騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

地域の類型 基準値	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
	AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域
昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下
夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
備考	地域の類型 AA：医療施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域が定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで				

注) 平成11年4月1日より施行

・騒音に係る環境基準（特例）

地域の類型 基準値	幹線交通を担う道路に近接する空間
昼間	70デシベル以下
夜間	65デシベル以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注) 平成11年4月1日より施行

■水質汚濁に係る環境基準

＜人の健康の保護に関する環境基準＞

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

＜生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））＞

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ以上	—
備考	1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。 3 省略 4 省略					

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

＜生活環境の保全に関する環境基準（海域）＞

（昭和46年環境庁告示第59号）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100 mℓ以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—
備考	1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mℓ以下とする。 2. 省略					

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

// 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に 掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるも の(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるも の。 (水産3種を除く)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下
備考	1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3) 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

■地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

■ 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては米 1 kgにつき 0.4 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1 mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg及び 3 mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、別に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

- ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/m ³ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/m ² 以下
土壌	1,000pg-TEQ/m ² 以下

5-2 水道水質基準

(平成15年厚生労働省令第101号)

	項 目	基 準 値	備考
1	一般細菌	1mℓの検水で形成される集落数が100以下	
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	
8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	
9	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	
12	ホウ素及びその化合物☆	1.0mg/ℓ以下	
13	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	
16	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
19	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
20	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	
21	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	
22	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	
24	ジブromokロロメタン	0.1mg/ℓ以下	
25	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	
26	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	
28	ブromोजジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	
29	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下	
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	
33	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	
34	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	
37	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	
39	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	
41	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	
44	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	
45	有機物質(TOC)	3mg/ℓ以下	
46	pH値	5.8以上8.6以下	
47	味	異常でないこと	
48	臭気	異常でないこと	
49	色度	5度以下	
50	濁度	2度以下	

出典:熊本県環境保全関係基準集